

14監査公表第15号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成14年9月5日

福岡市監査委員	福	田	康	男
同	大	石	宏	司
同	高	橋		和
	上	野		寛

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類，対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 博多港開発株式会社（事務監査・工事監査）
- (2) 財団法人福岡市港湾海浜管理センター（事務監査・工事監査）

2 財政援助団体監査

- (1) 福岡アジア文化賞委員会（事務監査）

第2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1及び別表2の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 博多港開発株式会社

(1) 団体の概要

- ア 資本金 4億円(平成14年2月28日現在)
- イ 設立年月日 昭和36年10月12日
- ウ 設立の目的 博多港の整備を促進し、その近代化を図るため博多港港湾管理者の方針のもとに、その指示を受け臨海土地の造成、処分並びに利用に関する事業等を営むことを目的とする。
- エ 事業内容
 - (ア) 臨海土地の造成、処分並びに利用に関する事業
 - (イ) 前号の事業実施に伴う不動産の取得、処分、賃貸借、管理及び利用に関する事業
 - (ウ) 港湾施設の建設及び経営に関する事業
 - (エ) 港湾開発諸調査研究に関する事業
 - (オ) 貿易振興に関する事業
 - (カ) 臨海地域開発に関連する事業
 - (キ) 前各号に附帯関連する事業
- オ 役員及び職員数 役員19人、職員76人(平成14年4月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち2億400万円（出資率51.0%）を出資している。また、博多港国際ターミナルの管理運営等の委託を行い、その委託料総額は平成12年度において1億2,717万8,730円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は16人、兼務は1人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

- (事務監査)対象期間 平成11年12月から同14年5月まで
- 実施期間 平成14年5月8日から同年5月31日まで
- (工事監査)対象期間 平成12年4月から同14年3月まで

実施期間 平成14年5月1日から同年6月14日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

ア 決算事務について適正な事務処理を求めるもの

企業会計はすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。また、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。しかしながら、平成12年度の決算事務において、債務の確定した費用の未払金への計上が行われていないものが見受けられたので、今後の事務処理については、正確を期されたい。

(工事監査)

特に指摘する事項はなかった。

2 財団法人福岡市港湾海浜管理センター

(1) 団体の概要

ア 基本財産 2,000万円(平成14年2月28日現在)

イ 設立年月日 平成2年2月1日

ウ 設立の目的 博多港において福岡市が行う業務に協力して、海浜公園、ヨットハーバー等の管理運営その他港湾アメニティの向上に関する諸事業を行い、もって博多港の発展、市民に開かれた港づくり及び海洋性スポーツ・レクリエーションの振興に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 博多港に関する情報誌の発行、施設案内、行事案内等情報の提供及びイベント等の企画・運営等

(イ) ヨットハーバー、海浜公園施設の管理運営業務及び人工海浜、緑地等の港湾環境整備施設の維持管理業務等

(ウ) 市民の海洋性スポーツ・レクリエーションの普及振興

(エ) シーサイド百道地区における有料駐車場の経營業務

(オ) その他、設立の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員12人、職員15人(平成14年4月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額及び港湾アメニティ振興基金として3億500万円を出資している。

また、福岡市は、海浜公園施設の維持管理業務や海浜公園駐車場の管理業務等を委託し、その費用5億4,991万円(平成13年度)を支出している。

なお、上記職員数のうち、福岡市職員の出向は6人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成11年12月から同14年5月まで

実施期間 平成14年5月8日から同年5月13日まで

(工事監査)対象期間 平成12年4月から同14年3月まで

実施期間 平成14年5月1日から同年6月14日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

ア 資金前渡にかかる会計処理について適正な事務処理を求めるもの

資金前渡を受けたものの精算においては、速やかに精算書に領収書又はこれにかわるべき証拠書類を添えて、精算しなければならない。しかしながら、諸謝金

等の精算において、精算書が作成されないまま精算がなされていた。

資金前渡を受けたものの精算においては、財団法人福岡市港湾海浜管理センター経理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 財産の管理方法について適正な事務処理を求めるもの

財産の管理方法においては、寄付行為規程に基づき、理事会の議決を得なければならない。しかしながら、平成11年11月1日に管理センターが福岡市へ平成11年度の福岡市債（借換債）として証書により貸付けている財産の管理方法について、理事会の議決を得なければならないが、報告事項として説明がなされていた。

財団法人福岡市港湾海浜管理センター寄付行為規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

ウ 委託契約事務について検討を求めるもの

福岡市海浜公園駐車場管理業務委託において、中央プラザ駐車場及び同プラザ西駐車場の施設警備を毎年4月27日から8月31日までの間に限り、警備員の増員や勤務時間の延長を図っているが、周辺環境変化に伴い、最近の駐車状況が減少方向にあることを考慮し、管理業務委託の支出面においても、経済性と効率性を考え、委託内容について、過去の駐車実績等を再度見直し、施設警備に関する業務日数等の軽減など検討されたい。

(工事監査)

ア 施工管理について注意、改善を求めるもの

(ア) 平成13年度「海浜公園ビーチハウス床版、手摺等修繕」

(契約金額 186万9,000円)

「建築工事写真撮影の手引き」によると内装材等の撤去により発生した産業廃棄物は、処分先及び、処分状況を明確にするため処分状況写真を撮影することとなっているが、既存の木製床版等撤去後の廃材処分において工事記録写真が撮影されていなかった。

今後は、規定を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を抽出により検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 福岡アジア文化賞委員会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成2年4月13日設立

イ 設立の目的 アジアの固有かつ多様な文化の保存と創造に顕著な業績をあげた個人又は団体を顕彰することにより、アジアの文化の振興と交流基盤づくりに貢献する福岡アジア文化賞を、健全かつ円滑に運営することを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 受賞者の選考及び顕彰
(イ) 授賞式、フォーラム等の公式行事の開催
(ウ) 広報事業

エ 役員及び職員数 役員39人、職員8人(平成14年4月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、福岡アジア文化賞を健全かつ円滑に運営するため、福岡アジア文化賞委員会設置要綱に基づき平成12年度に一般会計から7,760万5,871円の負担金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は8人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年4月から同14年5月まで

実施期間 平成14年 5月21日

(4) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり、注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 経理事務について注意を求めるもの

福岡アジア文化賞委員会の経理事務については、当委員会の経理規程に基づき行わなければならないが、当委員会の経理規程と異なった経理事務が行われていた。

今後は、事務局要綱及び経理規程に基づいた適正な経理事務を行うよう注意されたい。

(ア) 資金前渡及び概算払いの経費について精算行為のないものが見受けられた。

(イ) 緊急又はやむを得ない事情と認めがたい場合においても、職員が立替払いにより物品を購入していた事例が見受けられた。

(ウ) 物品購入、経費の支払いを行う場合には、債務が確定していることを確認しなければならないが、債務確定の確認ができないものが見受けられた。

イ 報償費の支出について注意を求めるもの

非常勤嘱託員については、地方公共団体が支給する給与その他の給付は限定されている。非常勤嘱託員に対して時間外勤務を命令し、市からの報酬とは別に、時間外勤務手当の代替措置として委員会から報償費を支出することは認められていない。

今後、非常勤嘱託員に時間外勤務手当の代替として報償費を支出することは改められたい。

別表 1

博多港開発株式会社 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
小戸地区整備工事	当初 181,650,000 円	平成12年 4月12日から
	変更 194,460,000 円	平成12年 8月31日まで
アイランドシティ地区(1工区)	当初 1,785,000,000 円	平成12年 3月 4日から
地盤改良工事(1-2-1)	変更 1,863,435,000 円	平成13年12月15日まで
箱崎ふ頭地区(水面貯木場)	当初 5,407,500,000 円	平成10年 2月 4日から
	変更 5,703,705,000 円	平成12年 7月31日まで
箱崎ふ頭地区(1工区)	当初 109,200,000 円	平成12年 4月12日から
道路整備工事(その2)	変更 101,472,000 円	平成12年12月15日まで
西福岡マリーナセンターハウス1F	3,213,000 円	平成12年 4月 7日から
ショップ及び2Fレストラン補修		平成12年 6月30日まで
外 2件		

別表 2

財団法人福岡市港湾海浜管理センタ - 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
海浜公園養浜原状回復業務委託	13,125,000 円	平成12年6月6日から 平成12年7月15日まで
海浜公園ビーチハウス床版,手摺等 修繕	1,869,000 円	平成13年7月19日から 平成13年8月1日まで
ヨットハーバー浮棧橋修繕	2,058,000 円	平成14年2月26日から 平成14年3月27日まで
以上3件		